

小林斎場整備運営事業
指定管理に関する年度協定書（案）

令和 5 年 6 月

大 阪 市

小林斎場整備運営事業 指定管理に関する年度協定書（案）

大阪市（以下「本市」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、本市と事業者が令和●年●月●日付で締結した「小林斎場整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により小林斎場整備運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価等を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 令和●年度の年度協定の期間は、令和●年●月●日から令和●年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 令和●年度の業務内容は、別紙の事業計画書に記載のとおりとする。

（サービス対価）

第4条 令和●年度の本業務の実施に係るサービス対価は、金【●●●●】円（消費税等相当額を含む。）とし、年4回（8月、11月、2月及び翌年5月）に分けて支払うものとする。

（本施設の休館日及び開館時間）

第5条 令和●年度の本施設の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。

（本施設の使用料）

第6条 令和●年度の本施設の使用料は、大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）、大阪市立斎場条例施行規則（昭和24年大阪市規則第41号）に定めるとおりとする。

（疑義等の決定）

第7条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、本市と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、本市及び事業者記名押印の上、各々 1 部を保有する。

令和[]年 []月[]日

大阪市 大阪府大阪市北区中之島 1 丁目 3-20
大阪市長 横山 英幸

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名)

印

別表第 1 本施設の休館日及び開館時間（第 5 条 関係）

施設名		休館日	開館時間
本施設			